

# 北海道動物愛護管理業務実施計画

北海道環境生活部

## はじめに

この実施計画は、北海道動物愛護管理推進計画の第2章中の「2 施策別の取組み」(1)～(4)について、道が実施する具体的な事業内容を定めるものであり、毎年、その実施計画の達成状況を点検し、必要な見直しを行うことから別冊とするものです。

## 目次

	ページ
(1) 動物の適正な飼養に関する事項	1
1-1 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	1
1-2 動物による危害や迷惑問題の防止	4
1-3 所有者明示（個体識別）措置の推進	7
1-4 動物取扱業の適正化	9
1-5 実験動物の適正な取扱いの推進	11
1-6 産業動物の適正な取扱いの推進	11
(2) 普及啓発に関する事項	12
2-1 普及啓発	12
2-2 野生動物への配慮	14
(3) 体制整備に関する事項	16
3-1 人材育成	16
3-2 災害対策	18
3-3 動物愛護管理機関のあり方検討	20
(4) その他必要な事項	23
4-1 調査研究の推進	23
〔参考〕 実施計画における第2章との関係	24

### 第3章 北海道動物愛護管理業務実施計画とは

北海道動物愛護管理推進計画は、北海道全体（市町村を含む）における動物愛護管理施策の基本的な計画として定めたものですが、この章（北海道動物愛護管理業務実施計画）では、道が直接実施する動物愛護管理の業務の内容について示したものです。

(1) 動物の適正な飼養に関する事項

業務分野	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	推進計画 関連番号	1-1
現状課題	① ペットを飼養する家庭が増加 ② 飼い主責務の自覚や知識を持たないで飼養する者がいる ③ 十分な思慮なく飼養開始し、安易に飼養放棄しようとする者がいる ④ 飼育場面積、積雪・寒冷地であること、エキノコックスなどの感染症があることなどを考慮し、動物の特性や健康状態に配慮した飼養環境の提供が必要 ⑤ 飼育者の経済的な理由や健康上の理由などにより、適正な飼養管理に破綻を来たす事例が発生 ⑥ 猫の引取りに著しい減少が見られない(仔猫の引取りが多い) ⑦ 無秩序に繁殖したペットに対して、責任意識のない飼い主がいる		
基本目標	終生飼養の推進と遺棄、虐待、飼養放棄の防止		
施策の柱	1 動物販売時の顧客説明の徹底を指導 2 飼養放棄による引取り申請時の指導 3 多頭飼育に対する飼い方指導 4 不妊去勢措置の指導 5 猫の室内飼養の啓発		
1 動物販売時の顧客説明の徹底を指導			
課題へのアプローチ	① ② ③ ④ ⑤ ⑦		
具体的事業内容	省令第8条第7号の規定遵守(販売記録台帳の調整と5年間の保存)を事業所の監視により確認するとともに、必要に応じて記載内容に虚偽がないかを調査する。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1	ステップ2	
	動物販売業者	動物取扱業者	
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果	迷惑問題の防止		
2 飼養放棄による引取り申請時の指導			
課題へのアプローチ	② ③ ⑤ ⑥ ⑦		
具体的事業内容	飼養者から引取り申請された際に、窓口において次の3点を指導する。 ① 条例第18条第1項の規定により、動物の終生飼養を求めること ② 自ら新しい飼い主を探す努力をすること ③ 今後動物を飼おうとする際は、生命尊重の意識を自覚し、安易に飼わないこと		
道における事業区分	動物保護管理指導		
対象	ステップ1	ステップ2	
	犬猫の引き取り申請者	動物飼養者	
実施頻度	犬猫引取り申請の都度		
基本目標以外に期待される効果			

### 3 多頭飼育に対する飼い方指導

課題へのアプローチ	② ④ ⑤ ⑦	
具体的事業内容	多頭飼育者の実態把握を行い、不備や周辺への迷惑が見られる場合、それを改善するための飼い方指導を実施する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	多頭飼育者	動物飼養者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	迷惑問題の防止	

### 4 不妊去勢措置の指導

課題へのアプローチ	② ④ ⑤ ⑦	
具体的事業内容	1 犬、猫などをみだりに繁殖させ、不適正な多頭飼養となる恐れのある飼養者に繁殖制限を指導する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	不適正多頭飼育に陥るおそれのある飼養者	動物飼養者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	迷惑問題の防止	
具体的事業内容	2 飼養者から引取り申請された際に、窓口において親犬、親猫の不妊去勢措置を指導する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	仔犬、仔猫の引取り申請者	動物飼養者
実施頻度	申請の都度	
基本目標以外に期待される効果		
具体的事業内容	3 環境省が策定した「ペット動物販売業者用マニュアル」に記載されている繁殖制限の内容を動物購入者に周知するよう指導する。	
道における事業区分	登録・許可	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物販売業者	動物取扱業者
実施頻度	年1回以上	
基本目標以外に期待される効果	迷惑問題の防止	

## 5 猫の室内飼養の啓発

課題へのアプローチ	② ④ ⑥ ⑦	
具体的事業内容	資料配付や広報により、猫の室内飼養のメリットをアピールする。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	猫飼養者	動物飼養者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	迷惑問題の防止	

業務分野	動物による危害や迷惑問題の防止	推進計画 関連番号	1-2
現状課題	① 嗜好の多様化により、珍しい動物(危険な動物を含む)を飼養したい者が増加 ② 動物の不適切な飼養に起因する危害、迷惑問題が発生 ③ 動物取扱業者の周辺住民から、鳴き声、臭いなどの苦情が発生 ④ しつけや管理の不備から動物の行動を抑制できない飼い主がいる ⑤ 動物飼養者の違法行為や迷惑行為に起因した、住民間の感情的対立が生じている		
基本目標	動物による危害、迷惑問題の発生防止		
施策の柱	1 特定動物飼養保管許可の実施 2 特定飼養施設の監視指導 3 動物取扱業に係る飼養施設の監視指導 4 動物関係法令の普及啓発・遵守指導 5 飼い方指導とマナー啓発		
1 特定動物飼養保管許可の実施			
課題へのアプローチ	① ② ⑤		
具体的事業内容	申請された内容について、提出書類及び実地を審査し、基準に適合したものを許可する。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1	ステップ2	
	特定動物飼養(予定)者	動物飼養者	
実施頻度	特定動物飼養・保管許可申請の都度		
基本目標以外に期待される効果	所有者明示措置の推進		
2 特定飼養施設の監視指導			
課題へのアプローチ	① ② ⑤		
具体的事業内容	許可を受けた特定飼養施設を監視し、基準に適合していることを確認の上、改善を要する事項があれば指導などを行う。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1	ステップ2	
	特定動物飼養・保管者	動物飼養者	
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果	動物の健康と安全の確保		

### 3 動物取扱業に係る飼養施設の監視指導

課題へのアプローチ	② ③	
具体的事業内容	登録を受けた動物取扱業者の飼養施設を監視し、基準に適合していることを確認の上、改善を要する事項があれば指導する。	
道における事業区分	登録・許可	
対象	ステップ1	ステップ2
	飼養施設設置者	動物取扱業者
実施頻度	年1回以上	
基本目標以外に期待される効果	動物取扱業の適正化	

### 4 動物関係法令の普及啓発・遵守指導

課題へのアプローチ	① ② ③ ⑤	
具体的事業内容	1 パンフレット配布等により関係法令の内容を普及啓発する。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物飼養者	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	動物の愛護管理に関する意識の普及	
具体的事業内容	2 不適正飼養の情報に対し、当該動物飼養者に法令の規定を遵守するよう指導する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	不適正飼養者	動物飼養者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	終生飼養の推進と遺棄、虐待、飼養放棄の防止	

5 飼い方指導とマナー啓発

課題へのアプローチ	② ④ ⑤	
具体的事業内容	1 住民から苦情相談があった際、苦情原因となっている動物飼養状況に不備があれば、改善を指導する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	苦情原因の動物飼養者	動物飼養者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	動物の愛護管理に関する意識の普及	
具体的事業内容	2 保護・収容した動物の譲渡を希望する者に対し、譲渡を行う際に飼い方を指導する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	収容動物譲渡者	動物飼養者
実施頻度	年1回以上	
基本目標以外に期待される効果	終生飼養の推進と遺棄、虐待、飼養放棄の防止 所有者明示措置の推進	
具体的事業内容	3 動物愛護推進員による地域での啓発資料配付や声かけ運動などにより、動物の正しい飼い方や散歩時のマナーなどの啓発を行う。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物飼養者	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	動物の愛護管理に関する意識の普及	

業務分野	所有者明示(個体識別)措置の推進	推進計画 関連番号	1-3
現状課題	① 個人飼養特定動物へのマイクロチップ装着が進んでいない ② 飼養されている特定動物が許可をうけたものかわからない ③ 狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着率が低い ④ 猫については、所有者明示の意識が普及していない ⑤ 迷子札に電話番号等の個人情報を表示することに抵抗がある ⑥ 災害発生時に保護収容した動物について、所有者への連絡ができなかった事例が見られた		
基本目標	所有者明示措置(個体識別措置)の徹底		
施策の柱	1 特定動物の個体識別情報の点検と管理 2 狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着指導 3 所有者明示措置の普及推進		
1 特定動物の個体識別情報の点検と管理			
課題へのアプローチ	① ② ⑤		
具体的事業内容	1 特定動物識別措置実施届出書を受理し、個体識別情報を管理するとともに、必要に応じて、特定動物の個体確認を実施する。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1	ステップ2	
	特定動物飼養者	動物飼養者	
実施頻度	特定動物識別措置実施届出書受理の都度		
基本目標以外に期待される効果			
具体的事業内容	2 特定動物へのマイクロチップ装着可能獣医師の情報を収集し、識別措置未実施者に提供する。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1	ステップ2	
	特定動物飼養者	動物飼養者	
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果			
2 狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着指導			
課題へのアプローチ	③ ⑤ ⑥		
具体的事業内容	狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着は、所有者明示の措置として有効であることを啓発し、装着を指導する。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1	ステップ2	
	犬飼養者	動物飼養者	
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果	動物の安全確保		

### 3 所有者明示措置の普及推進

課題へのアプローチ	① ③ ④ ⑤ ⑥	
具体的事業内容	1 保健福祉事務所に収容された犬猫について、マイクロチップ等所有者明示措置の確認を徹底し、マイクロチップ装着動物の早期返還を進める。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	犬猫飼養者	動物飼養者
実施頻度	犬猫保護収容時	
基本目標以外に期待される効果	動物の安全の確保	
具体的事業内容	2 マイクロチップの普及に関する啓発資料や読み取りデモンストレーションを実施し、マイクロチップの有効性を普及する。	
道における事業区分	登録・許可	
対象	ステップ1	ステップ2
	特定動物飼養者	動物飼養者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	終生飼養の推進、動物の安全確保	

業務分野	動物取扱業の適正化	推進計画 関連番号	1-4
現状課題	① 動物取扱業に起因するトラブルが発生している ② 動物愛護管理関係法令の理解不足による不適切な取扱いが見られる ③ 動物取扱業の商品が、命ある動物という認識に欠ける事業者が見られる ④ 動物取扱業の登録自治体ごとで、取扱いが異なる場合がある		
基本目標	動物取扱業に係るトラブルの防止		
施策の柱	1 動物取扱業の登録の実施 2 動物取扱業者の監視指導 3 動物取扱責任者研修の開催 4 会議の開催・参加		
<b>1 動物取扱業の登録の実施</b>			
課題へのアプローチ	① ② ③		
具体的事業内容	申請された内容について、提出書類を審査の上、必要に応じて実地を審査し、基準に適合したものを登録する。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1 動物取扱業者	ステップ2	
実施頻度	動物取扱業登録申請の都度		
基本目標以外に期待される効果			
<b>2 動物取扱業者の監視指導</b>			
課題へのアプローチ	① ② ③		
具体的事業内容	登録を受けた動物取扱業者を監視し、基準が適合・遵守されていることを確認の上、改善を要する事項があれば指導などを行う。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1 動物取扱業者	ステップ2	
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果	動物の健康と安全の確保 動物による迷惑問題の防止		
<b>3 動物取扱責任者研修の開催</b>			
課題へのアプローチ	① ② ③		
具体的事業内容	動物取扱責任者研修を開催し、動物取扱責任者の資質向上を図ります。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1 動物取扱責任者	ステップ2 動物取扱業者	
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果	動物の健康と安全の確保 動物による危害、迷惑の防止		

#### 4 会議の開催・参加

課題へのアプローチ	④	
具体的事業内容	1 国などが開催する会議に参加し、国の施策や他自治体の情報を収集する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物取扱業者	
実施頻度	犬猫保護収容時	
基本目標以外に期待される効果	動物の安全の確保	
具体的事業内容	2 全道の動物愛護担当職員(動物愛護監視員)を参集する会議・研修会を開催し、道内における登録業者等への管理監督の統一性を図る。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物取扱業者	
実施頻度	年1回以上	
基本目標以外に期待される効果	動物による危害や迷惑問題の発生防止 動物の健康と安全確保	

業務分野	実験動物の適正な取扱いの推進	推進計画 関連番号	1-5
現状課題	① 動物実験施設の実態が把握されていない ② グローバルスタンダードとして「3R(代替法の活用:Replacement,使用数の削減:Reduction,苦痛の軽減:Refinement)の原則」が、普及しつつある		
基本目標	「3Rの原則」の普及		
施策の柱	動物実験施設の実態把握と基準の周知		
1 動物実験施設の実態把握と基準の周知			
課題へのアプローチ	① ②		
具体的事業内容	サル等の特定動物の飼養許可を有する大学などの研究機関について、飼養状況を確認するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に係る基準」の周知を図る。		
道における事業区分	登録・許可		
対象	ステップ1	ステップ2	
	特定動物飼養許可を有する動物実験施設	動物の飼養者	
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果	動物愛護の普及		

業務分野	産業動物の適正な取扱いの推進	推進計画 関連番号	1-6
現状課題	① 動物福祉よりも経済性が重視される場合がある		
基本目標	産業動物の福祉向上		
施策の柱	畜産農家への動物愛護意識の普及啓発		
1 畜産農家への動物愛護意識の普及啓発			
課題へのアプローチ	①		
具体的事業内容	畜産指導機関と連携し、畜産農家への動物愛護意識の普及啓発を進めるとともに、不適正飼養者に対する指導等を行う。		
道における事業区分	動物保護管理指導		
対象	ステップ1	ステップ2	
	畜産農家	動物の飼養者	
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果	動物愛護の普及		

(2) 普及啓発に関する事項

業務分野	普及啓発	推進計画 関連番号	2-1
現状課題	① 普及啓発事業の効果が道民に広く普及していない ② 個人的な主義・主張に偏向した動物愛護を主張する者がいる ③ 子供の情操を育む上で、動物との触合いや適正飼養の経験は重要 ④ 学校、地域、家庭等で、様々な機会を捉えた教育、広報活動等が重要		
基本目標	道民に広く動物の愛護及び管理に関する意識を普及する。		
施策の柱	1 地域ぐるみでの動物愛護週間行事の開催等による協力基盤の整備 2 動物愛護推進員の活動推進 3 学校飼育動物の適正飼養推進 4 動物愛護管理に関する話題づくり		
1 地域ぐるみでの動物愛護週間行事の開催等による協力基盤の整備			
課題へのアプローチ	① ③ ④		
具体的事業内容	市町村や動物愛護団体等と地域ぐるみで動物愛護週間行事を開催するなどにより、連携・協力体制を確立する。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1	ステップ2	
	動物に興味を持つ者	一般道民	
実施頻度	随時。但し、動物愛護週間行事は動物愛護週間中に1支庁1回以上		
基本目標以外に期待される効果	市町村、関係団体、地域との連携強化		
2 動物愛護推進員の活動推進			
課題へのアプローチ	① ② ③ ④		
具体的事業内容	道の施策を理解し、協力する動物愛護推進員の委嘱を進め、活動を支援する。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1	ステップ2	
	道の施策に協力できる動物愛護管理の識見を有する者	一般道民	
実施頻度	隔年1回(欠員募集は随時)		
基本目標以外に期待される効果	動物の適正飼養の推進		
3 学校飼育動物の適正飼養推進			
課題へのアプローチ	① ② ③ ④		
具体的事業内容	動物愛護監視員が動物愛護推進員、地元獣医師などと連携して、学校飼育動物の適正飼養相談などに協力する。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1	ステップ2	
	学校関係者		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果	家庭動物の適正飼養の推進		

#### 4 動物愛護管理に関する話題づくり

課題へのアプローチ	① ② ③ ④	
具体的事業内容	各種広報媒体を通じたPRや、イベント開催・後援などを通じて、家庭での動物愛護管理に関する話題づくりを進める。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	一般道民	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		
具体的事業内容	新しい飼い主探しネットワーク事業による譲渡希望者登録を推進し、家庭において新たに犬、猫を迎え入れる意識を確立するとともに、収容した犬・猫の殺処分頭数減少に努める。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	犬猫譲渡希望者	一般道民
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	動物の適正飼養の推進	

業務分野	野生動物への配慮	推進計画 関連番号	2-2
現状課題	① 北海道は、都市生活者でも、容易に野生動物と関わる事が可能 ② 北海道で生活する者、北海道に訪問する者は、飼養動物と野生動物の付き合い方の違いを理解することが必要 ③ 飼養動物の逸走・遺棄や、野生動物に餌付けする等の行為が、野生動物の生態系に混乱を生じさせる事例がある。 ④ 野生動物を身近に感じることで、直接飼養しなくても動物愛護の精神の醸成・涵養に役立つ場合がある。 ⑤ 野生動物がもつ病原体が、飼養動物や人に感染する危険性		
基本目標	野生動物に対する正しい理解と付き合い方の普及		
施策の柱	1 野生動物の行動に対する理解と正しい付き合い方の普及 2 特定移入動物販売時説明の徹底 3 特定移入動物飼養届出の受理 4 傷病野生鳥獣治療の支援 5 野生動物由来感染症の理解推進		
1 野生動物の行動に対する理解と正しい付き合い方の普及			
課題へのアプローチ	① ② ③ ④ ⑤		
具体的事業内容	自然観察会等のイベントで、野生動物の行動に対する理解と正しい付き合い方の普及教育を進める。		
道における事業区分	その他の事業		
対象	ステップ1 一般道民・来訪者	ステップ2	
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果	市町村、関係団体、地域との連携強化		
2 特定移入動物販売時説明の徹底			
課題へのアプローチ	③		
具体的事業内容	省令第8条第7号の規定遵守(販売記録台帳の調整と5年間の保存)を事業所の監視により確認する際、特定動物の販売があった場合に、説明内容の記録を点検する。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1 動物販売業者	ステップ2 動物取扱業者	
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果	動物の適正飼養の推進		

### 3 特定移入動物飼養届出の受理

課題へのアプローチ	③	
具体的事業内容	特定移入動物の飼養に関する届出を受理し、特定移入動物の所在を把握する。	
道における事業区分	登録・許可	
対象	ステップ1	ステップ2
	特定移入動物飼養者	動物飼養者
実施頻度	特定移入動物飼養開始、移動、又は死亡時	
基本目標以外に期待される効果	動物の適正飼養の推進	

### 4 傷病野生鳥獣治療の支援

課題へのアプローチ	① ② ④	
具体的事業内容	一般道民が保護した傷病野生鳥獣の治療を、道が委託した動物診療施設で実施し、その経費を負担する。	
道における事業区分	負傷動物対策	
対象	ステップ1	ステップ2
	傷病野生鳥獣保護者	一般道民
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

### 5 野生動物由来感染症の理解推進

課題へのアプローチ	① ② ⑤	
具体的事業内容	ホームページの作成、道内で狩猟しようとするハンターなどに対する資料配付、講習会への講師派遣などにより、野生動物が媒介する感染症に関する正しい理解を普及する。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物飼養者	一般道民・来訪者
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果	飼養動物の健康の確保	

(3) 体制整備に関する事項

業務分野	人材育成	推進計画 関連番号	3-1
現状課題	① 動物愛護管理の課題は、対象の範囲が多岐であり、民間有識者、事業者等の協力が効果的な場合もある ② 動物愛護監視員、動物愛護推進員等には、動物や動物の飼養に関する専門的な知識が求められる場合がある		
基本目標	社会で共感の得られる動物愛護に関する知識・技術を有する人材の確保		
施策の柱	1 関係団体と連携した事業の実施 2 動物愛護監視員・動物愛護推進員に対する研修の実施 3 動物愛護推進員への有識者の確保		
1 関係団体と連携した事業の実施			
課題へのアプローチ	① ②		
具体的事業内容	獣医師会や動物愛護団体等と連携した事業の開催、後援等を推進する。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1	ステップ2	
	愛玩動物関係団体		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果	関係団体との連携強化		
2 動物愛護監視員・動物愛護推進員に対する研修の実施			
課題へのアプローチ	②		
具体的事業内容	研修会の開催、又は学会、国などが開催する研修会等に派遣し、動物愛護監視員の資質の向上を図る。		
道における事業区分	動物保護管理指導		
対象	ステップ1	ステップ2	
	一般道民		
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果			
具体的事業内容	動物愛護推進員に対する研修会を開催し、動物愛護監視員の資質向上を図る。		
道における事業区分	普及・啓発		
対象	ステップ1	ステップ2	
	動物愛護監視員		
実施頻度	年1回以上		
基本目標以外に期待される効果			

### 3 動物愛護推進員への有識者の確保

課題へのアプローチ	① ②	
具体的事業内容	北海道動物愛護推進協議会に参画する(社)北海道獣医師会、(社)日本愛玩動物協会北海道支部、北海道鳥獣魚組合連合会の協力により、愛護動物に関する専門的知識を有する各団体会員が応募しやすい施策を進める。	
道における事業区分	普及・啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	北海道動物愛護推進協議会内のペットに係わる団体	北海道動物愛護推進協議会構成団体
実施頻度	隔年1回	
基本目標以外に期待される効果		

業務分野	災害対策	推進計画 関連番号	3-2
現状課題	① 平成12年有珠山噴火災害で、多数のボランティアの協力による被災動物救護活動を道内で初めて経験 ② 平成17年度に4回の人的被害を伴う地震が北海道周辺で発生しており、道内には18(北方領土内11を除く)の火山(群)があるなど、危機管理が重要 ③ 災害対策では、獣医師などのボランティアが積極的な活動が不可欠		
基本目標	災害発生時における動物救護体制の確立及び平時における危機意識の持続		
施策の柱	1 動物救護に関する研修会の開催 2 動物救護に関する専門家との連携 3 動物救護に関する専門機関との協力体制整備 4 危機管理体制の構築 5 ボランティアの人材確保		
1 動物救護に関する研修会の開催			
課題へのアプローチ	① ③		
具体的事業内容	動物救護の知識を普及教育するための、一般道民向け研修会を開催する。		
道における事業区分	負傷動物対策		
対象	ステップ1	ステップ2	
	動物救護活動に意欲のある人	一般道民	
実施頻度	年1回		
基本目標以外に期待される効果			
2 動物救護に関する専門家との連携			
課題へのアプローチ	① ② ③		
具体的事業内容	動物救護活動に熱心な獣医師や研究者などの専門家と、平時から情報交換など連携に努める。		
道における事業区分	負傷動物対策		
対象	ステップ1	ステップ2	
	動物救護活動の専門家		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果			

### 3 動物救護に関する専門機関との協力体制整備

課題へのアプローチ	① ② ③	
具体的事業内容	道内外で動物救護活動を実施している団体の情報を収集し、災害発生時の協力依頼等について連携を図る。	
道における事業区分	負傷動物対策	
対象	ステップ1	ステップ2
	危機対策関係機関	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

### 4 危機管理体制の構築

課題へのアプローチ	① ②	
具体的事業内容	動物救護に関する関係機関と連携し、災害発生を想定した机上訓練等を実施する。	
道における事業区分	負傷動物対策	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物救護に関する関係機関	危機対策関係機関
実施頻度	年1回以上	
基本目標以外に期待される効果		

### 5 ボランティアの人材確保

課題へのアプローチ	②	
具体的事業内容	動物愛護推進員経験者などで希望する者を登録する、災害時ボランティア名簿を作成し、管理する。	
道における事業区分	普及啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	動物愛護推進員経験者等	一般道民
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

業務分野	動物愛護管理機関のあり方検討	推進計画 関連番号	3-3
現状課題	① 北海道は、動物愛護管理の専門機関がない ② 動物愛護管理機関の設置には、種々の施策に対応できる機能性を持った施設が期待される ③ 保護収容した動物の管理と処分について、動物福祉上の配慮が必要 ④ 施設整備は、財政面から容易でない		
基本目標	自治体ごとの動物愛護管理業務の一元化と動物福祉に配慮した施設整備		
施策の柱	1 他自治体の状況と道民ニーズの把握 2 より良い動物愛護管理センターのあり方を検討 3 事務事業の民間委託 4 動物収容施設の環境整備		
1 他自治体の状況と道民ニーズの把握			
課題へのアプローチ	① ② ③		
具体的事業内容	動物愛護管理センターを設置する自治体の状況を調査する		
道における事業区分	負傷動物対策		
対象	ステップ1	ステップ2	
	一般道民		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果			
具体的事業内容	動物愛護管理に関する専門機関の設置について、道民ニーズの把握に努める。		
道における事業区分	動物保護管理指導		
対象	ステップ1	ステップ2	
	一般道民		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果			

## 2 より良い動物愛護管理センターのあり方を検討

課題へのアプローチ	② ③ ④	
具体的事業内容	北海道で動物愛護管理センターを設置する際の、より良いあり方を検討する。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	一般道民	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

## 3 事務事業の民間委託

課題へのアプローチ	④	
具体的事業内容	施設がないために実施できない負傷動物の収容・治療を、動物診療機関に委託し、実施する。	
道における事業区分	負傷動物対策	
対象	ステップ1	ステップ2
	一般道民	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

## 4 動物収容施設的环境整備

課題へのアプローチ	① ②	
具体的事業内容	流用している保健所の犬抑留所などの環境整備に努める。	
道における事業区分	動物保護管理指導	
対象	ステップ1	ステップ2
	一般道民	
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

5 動物収容施設の環境整備

課題へのアプローチ	②	
具体的事業内容	動物愛護推進員経験者などの希望する者を登録する、災害時ボランティア名簿を作成する。	
道における事業区分	普及啓発	
対象	ステップ1	ステップ2
	一般道民	動物愛護推進員経験者等
実施頻度	随時	
基本目標以外に期待される効果		

(4) その他必要な事項

業務分野	調査研究の推進	推進計画 関連番号	4-1
現状 課題	① 信頼できる情報や確かな技術を背景とした専門的観点からの指導、助言が効果的な普及啓発に不可欠		
基本目標	効果的、効率的な施策の推進		
施策の柱	1 調査研究結果の公表による施策への反映 2 調査研究を通じた動物愛護監視員の資質向上		
1 調査研究結果の公表による施策への反映			
課題へのアプローチ	①		
具体的事業内容	動物愛護管理に関する道民ニーズの調査や、施策の推進に寄与する新たな知見の研究などを進め、成果を公表する。		
道における事業区分	動物保護管理指導		
対象	ステップ1	ステップ2	
	一般道民		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果			
2 調査研究を通じた動物愛護監視員の資質向上			
課題へのアプローチ	①		
具体的事業内容	獣医学や動物行動学などに関する調査研究を進め、動物愛護監視員の獣医師としての資質向上を図る。		
道における事業区分	動物保護管理指導		
対象	ステップ1	ステップ2	
	一般道民		
実施頻度	随時		
基本目標以外に期待される効果			

